

ほけんだより



坂田小学校*保健室

令和5年4月7日

入学・進級おめでとうございます！かわいい15名の1年生をむかえて、新年度がスタートしました。2～6年生は進級して新しい担任の先生にドキドキしていることとおもいます。養護教諭の久田結加です。今年度も保健室でけがや病気の手当て、健康診断、悩み事の相談などを行います。みなさんが心もからだも元気いっばいに、笑顔あふれる学校生活を送ることができるように、保健室から応援していきます。どうぞよろしくお願ひします。

けんこうしんだん

健康診断がはじまります！

健康診断は、自分の体について知り、病気がないかを調べるために行います。また、健康な生活を送るためにどうしたらよいかを考えるもとなります。健康診断の結果は、受診の勧めやお便り、健康手帳を通じてお知らせしていきます。

●今年度行われる健康診断●

身体測定

☆4月11日(1～6年)

◎背の高さと体の重さを測ります。

- ・頭のとっぺんでかみの毛を結んで来ないでください。
- ・服装は体操服です。



視力検査

☆4月13日(1・3・5年)

4月14日(2・4・6年)

◎黒板の字などが見えにくくないか調べます。

- ・めがねを持っている人は、忘れずに持ってきてください。



聴力検査

☆4月19日(1・2・3・5年)

◎先生や反だちの音が聞こえにくくないか調べます。

- ・耳のそうじをしてきてください。



尿検査

☆4月20日 21日(1～6年)

4月27日【予備日】

◎おしっこを作る腎臓や他の内臓に病気がないか調べます。

- ・寝る前におしっこを済ませ、朝、初めに少しおしっこを出してから、紙コップに取ってください。



内科検診

☆5月10日(1～6年)

◎栄養状態や皮膚の様子、筋肉や骨の状態、心臓や肺の音、その他に病気がないかお医者さんに見てもらいます。

- ・体をきれいにしておきましょう。



歯科検診

☆6月1日(1～6年)

◎むし歯がないか、歯ぐきの様子、かみ合わせやあごの状態を歯医者さんに見てもらいます。

- ・朝、しっかりと歯みがきをしてきましょう。



心電図検査

☆5月12日(1・4年)

◎心臓の動きを調べます。



耳鼻・眼科検診

☆5月16日(1年)

◎耳や鼻、のど、目の状態を、お医者さんに見てもらいます。



色覚検査

☆6月中(希望者)

◎色の見え方を調べます。



健康診断などでお世話になる学校医の先生方を紹介します！

【学校医】楊 睦正先生(よう ぼくまさはる先生(よう皮膚科・泌尿器科))

【学校歯科医】野村 明生先生(のむら あきお先生(野村歯科))

【学校薬剤師】鵜飼 富美子先生(うかい ともみこ先生(西光坊薬局))

【学校眼科医】城 通代先生(たちクリニック)

【学校耳鼻咽喉科医】加藤 洋治先生(いなぎわ とうじ先生(いなざわ東耳鼻咽喉科))

保健室をきもちよく利用するための



先生に伝えてから、原則保健係と一緒に来ましょう。

保健室に来た理由を自分の言葉でしっかりと伝えてください。

休んでいる人がいるときは静かにしましょう。

保健室の中にあるものは、勝手に使ってはいけません。使いたいときは、声をかけてください。使ったら、元に戻しましょう。

すりきずは、水道の水で洗ってから乗しましょう。



保護者の方へ

◆けがの手当てについて◆

保健室での手当ては、学校で起きたけがや病気について、医療機関や自宅に着くまでに悪化させないために行う一時的なものです。ご家庭でのけがや継続的なけがや病気の手当てはできませんので、ご家庭で対応をお願いします。

◆健康観察について◆

学校で元気に生活できるよう、登校前には、ご家庭で朝の健康観察(検温、かぜ症状はないか、食欲はあるか、話し方や行動の様子など)をお願いしております。

学校でも毎朝、健康観察を行います。



◆出席停止について◆

インフルエンザなどの学校感染症にかかった場合は、「出席停止」となります。欠席扱いにはなりませんので、医師の指示に従ってゆくりとご家庭で静養してください。診断書の提出はお願いしておりません。連絡帳やお電話で学校までお知らせください。

◆早退について◆

登校後にけがをしたり、体調を崩したりした場合、症状の程度によっては、学校からタクシーで病院を受診したり、保護者の方にお迎えをお願いしたりすることがあります。児童環境票にご記入された電話番号や職場が変更になった場合は、連絡帳等でお知らせください。

◆学校でのけがについて◆

稲沢市では、小学生の通院医療費の自己負担額が公費で負担されます。しかし、学校でのけがで受診される場合は「子ども医療費助成」の制度を利用されずに、窓口で通常の支払いをして、その後、スポーツ振興センターの給付手続きをお願いします。ただし、医療機関窓口で支払った額が1,500円未満の場合はスポーツ振興センターの給付対象になりませんので、ご承知おきください。